

## 平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

### 民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

次の【事案の概略メモ】に基づいて、弁護士 A と司法修習生 B が【会話】をしている。これらを読んで、後記の「設問」に答えなさい。

### 【事案の概略メモ】

A は、平成 22 年 4 月 1 日、自己が所有する土地甲を、Y に、月額 15 万円、期間 2 年で使用させる契約を締結した（以下「本件契約」という。）。Y は、甲に一戸建て住居乙を建設して、これを自宅として使用している。

A は平成 26 年 10 月 1 日、甲を X に売却した。X は同月 10 日、Y に対して「甲や本件契約の今後についてご相談したい」と申し入れてきた。

### 【会話】

A： Y さんは私の古くからの知り合いなのですが、昨晚（10 月 15 日）電話があり、【事案の概略メモ】で示したような出来事があったので相談に乗ってほしい、とのことでした。彼が来る前に、準備をしておく必要がありますので、少し予習をしておきたいと思います。この場合、X は Y さんに対してどのような請求をすることが考えられますか。

B： そうですね、まずは甲を（ ① ）するよう請求し、それが不可能ならば使用料金（以下「本件料金」という。）の支払いを請求することが考えられます。

A： うーん、教科書ではその順序で書いてあることが多いかもしれませんが、自分が利用するためではなく他人に使ってもらうことを前提に物件を取得することもありますから、なんでもいきなり①請求から主張するというわけではありません。このあたりは X の要求をきちんと確認しておかなければいけませんね。とはいえ、ひとまず①請求から考えてみましょう。この場合、X としてはどのような法的根拠を主張することになるのでしょうか。

B： X は A との（ ② ）によって（ ③ ）を取得していますから、この権利に基づいて請求することが考えられます。

A： 本件の場合、この請求が認められるのでしょうか。本件契約は締結から 2 年以上経過していますので、すでに終了しているように見えますから、Y は権原なく甲を（ ④ ）していることになり、①請求が認められることは当然とも思えますが。

B： たしかにそうですが、（ア）結論としては認められない可能性が高いと思います。

A： たしかに、難しい場合が多いでしょうね。それでは、本件料金の請求はどうでしょうか。

B： 本件料金の支払義務は、民法において規定が用意されている（ ⑤ ）を根拠に発生するものですから、X と Y さんの間に⑤が成立している必要があります。本件の場合には X と Y さんが直接⑤を締結したわけではないので、その点が障害になり得ます。

A： そうですね。Y さんが、会ったこともなく、ましてや直接⑤を結んだこともなかった X から、いきなり利用料金を支払えと言われたら、普通はびっくりしますよね。そのような事態は、本来なら民法上の大原則に違反すると思います。もっとも、その原則は条文には書かれていないわけですが。

B： （ ⑥ ）の原則ですね。ですが、判例によれば、この場合、X から Y さんに対する本件料金の支払請求が認められる可能性があると思います。

A： たしかにそうですね。それにしても判例はなぜ、⑥の原則に反するように見えるにもかかわらず利用料金の請求を認めることにしたのでしょうか。そんなに簡単に原則を曲げてしまっても良いのでしょうか。

B： ( イ )。

A： なるほど。それでは、⑥の原則に違反するかどうかという問題はクリアしたとして、本件で実際に本件料金の請求ができそうですか。

B： (ウ) いまうかがっている【事案の概略メモ】の内容だけでは判断ができません。事実関係を調査する必要がありますし、Yさんがこんど事務所にいらしたときに、事実関係について伺う必要もあります。

[設問]

- (1) 【会話】にある空欄①～⑥を適切な語で埋めなさい。
- (2) Bが下線部(ア)のように判断した理由はどのようなものと考えられるか、説明しなさい。
- (3) 空欄(イ)がAの問いかけに対するBの回答として適切なものとなるよう記載しなさい。
- (4) 下線部(ウ)について、Aらが調査・確認すべき事実関係としてどのようなものが考えられるかを明らかにし、その事実関係の有無が本件料金の請求の可否についての結論にどのような影響を及ぼすかを説明しなさい。

